

生命、神のたまもの

—胎児の生命の尊厳についてのカトリックの見解—

日本カトリック司教団

生命、神のたまもの

—胎児の生命の尊厳についてのカトリックの見解—

目次

はじめに	
一、おびやかされる生命	3
二、伝統と科学技術	4
I 人間の生命についてのカトリック教会の教え	
一、生命の尊厳	6
二、胎児の生きる権利	9
II 結婚の尊さについてのカトリック教会の教え	
一、結婚についてのカトリック教会の教え	12

二、信徒夫婦の役割……………	13
三、司牧者の役割……………	14
四、将来、親となるべき若人の責任……………	15

III 各分野の方々への呼びかけ

一、社会的責任を担うべきの方々……………	17
二、平和運動にたずさわるの方々……………	18
三、女性解放運動にたずさわるの方々……………	18
四、教育にたずさわるの方々……………	19
五、専門家の方々……………	20
六、医学者および医療活動に従事するの方々……………	21
七、マスコミにたずさわるの方々……………	24
むすび……………	25

はじめに

生命に関する科学や先端技術のさまざまな成果が、今日マスコミをにぎわせています。私たちは、これらの科学技術が人類の福祉と幸福に役立つことを歓迎すると同時に、それらが誤った方向に進んだときに、人間の尊厳が損なわれるのではないかという懸念を抱きます。

そうした危険を避けると同時に、人類の生存と人間の尊厳にふさわしい生命の芽を伸ばすために少しでも貢献したいと考え、この課題に対する日本カトリック司教団の見解をまず信者の皆さまに表明したいと思います。

そして、さらに多くの方々が私たちのこの見解に理解と共感を示してくださることを期待します。

一、おびやかされる生命

現代ほど生命現象を科学技術によって解明し、生命を操作し、発展させることが可能になった時代はありません。同時に、現代はそうした生命操作から生ずる予測しがたい結果におびやかされている時代でもあります。しかし生命一般についていえば、現代は、人類を含めて地球の生物全体の生命の

新しい発展をもたらす可能性を備えている時代と言えます。

ところで、この可能性をどの方向に実現するかは、科学技術の進歩の鍵を握っている人間にかかっています。今世紀の二つの世界大戦から明らかなように、人間は、すばらしい進歩をもたらす明かるい面だけではなく、恐るべき形で自己を破壊する暗い面をも持ち合わせています。

現代は、宇宙開発と生命科学の時代であると同時に、地球上の環境破壊の時代でもあります。正義と平和のための運動が盛んな時代であると同時に、虐待、飢餓、暴政におびやかされている時代でもあります。最新の医療技術を駆使して、時には延命に懸命になる一方で、生まれつつある生命、あるいは障害を持っていると思われる生命の芽生えを安易に摘み取ろうとさえする時代でもあります。

私たちは、人命が大切にされ、人権が守られる平和な社会を築いていきたいと願っています。これは、どんな宗教や思想を持っていても、人類共通の願いであると思います。そこで、私たちは、人類の未来が人間の生命に対する態度にかかっていることを自覚し、志を同じくする多くの人びとと共に生命尊重を訴えることから始めたいと思います。

二、伝統と科学技術

日本の伝統には、長所ばかりでなく短所もあります。一方では草木の生命にも思いをいたす心情を

大切にしてきましたが、他方では、昔は不幸にも貧困などの理由から子捨て、間引き、親捨てなどが行われ、豊かになった現在でも、人工妊娠中絶（以下、中絶と略す）の数が多く、胎児の生命を軽視する風潮が見受けられます。そうした風潮の中で科学技術が用いられると、人間の尊厳を損なう恐れや人類の滅亡をもたらす危険が現実にならないとも限りません。

日本人は今、科学技術のもつすばらしい可能性と恐るべき危険性のまっただ中に立って、よい伝統を生かして生命の問題に取り組むべきだと思います。

一方、カトリック教会も、人命を尊重する伝統を持っています。古代から中世を通じて病者や身寄りのない子どもたちの世話に力を入れ、近代から現代にかけては医学と倫理についての考察を育ててきました。まさにそこから最近の生命倫理確立への動きが高まってきたとも言えるのです。カトリック信者は特にこの伝統を大切にしていく必要があります。

I 人間の生命についてのカトリック教会の教え

そこで、まず、宗教や思想のいかんを問わず、他の人びとと一致できる点を強調して述べると同時に、カトリック教会が大切にしてきた聖書に基づく生命観に立って、現代に必要とされている生命倫理に、その根拠と方向づけを提供したいと思えます。

しかし、ここでは、生命倫理に関する各論のすべてに言及することが目的ではないので、その序論的な性格をもつものとしてお読みいただきたいと思えます。

一、生命の尊厳

聖書は、人間が、神の似姿として創られ、創造主を知り、愛し、神から創られた他のすべてのものを支配し利用して神をたたえるように、神からこれらのものの主人として立てられたことを教えています。しかも、神は、人間を孤独なものとしてではなく、最初から男と女に創り、人間が、他人との関係なしには生活することも才能を発揮することもできない社会的存在であることを示されました。

しかし、聖書は同時に、人間が、歴史の始めから、自分に与えられた自由を乱用し、神に対立し、自分の完成を神以外のものに求めたことをも指摘しています。人間は、しばしば神を自分の根源として認めることを拒否し、自己と他人とすべての物との関係も乱してしまいました。

しかし、聖書は、神のひとり子が人間となり、最初の反逆以来ゆがんでいた人間の中の神の似姿を復元されたことを全人類に告げています。すなわち神のひとり子が人間となることによって、ある意味でご自分をすべての人間と一致させたのです。その結果、人間性は、キリストの中で神を宿しうるまでに高められました。私たちが主張する人間の尊厳の根拠はまずここにあるのです。

さらに、キリストは、十字架上で亡くなり、復活されることによって、神の生命をすべての人に与えられました。「死者の中からイエズスをよみがえらせた神が、あなたがたの中に住んでいるならば死者の中からイエズス・キリストをよみがえらせた神は、あなたがたの中に住むその霊によって、あなたがたの死すべき肉体にも生命を与えるであろう」(ローマ8・11)というキリストの弟子パウロのキリスト信者に対する言葉は人間の生命観に新たな展望を開きました。この生命を得ることによって、人間は神と和解し、人間同志の関係の乱れも完全に回復することができます。なぜなら、自分を犠牲にして、時には生命までも賭けて、他人を愛する力はこの神の霊をいただくことによって初めて可能になるからです。

「友のために生命を捧げるほどの大きな愛はない」(ヨハネ15・13)といわれたキリストは、自らの実践

を通して、人間が、ただ肉体的生命を最高の価値とするのではなく、より高い次元の愛ゆえにその生命をも自発的に捧げうるという、動物とは異なるより高い存在に創られていることを身をもって教えられました。

人間は、個人であれ国家であれ、他のいかなる力によっても強制的に奪われてはならない基本的な生きる権利をもっています。しかし、他人のこの権利を守るため、自発的に、自分の健康、生命を捧げることは、より高い次元の愛なのです。人間は、「神は愛である」(ヨハネ第一の手紙4・8)というその神の似姿です。人間の真の尊厳の根拠は、この愛にあるのです。

なぜ生命を尊重しなければならぬかについての根拠をあらためて見たところで、次のことを念頭におくべきでしょう。

(イ) 人間の生命は、人間の生命として尊重されるに値します。その人が国家、社会、両親などに貢献するか否かにはまったく左右されないものです。

(ロ) したがって、国家、社会、両親は、身勝手な利害関係で生命の価値を判断してはなりません。

(ハ) むしろ、(イ)で述べた点を擁護する義務を課せられています。

(ニ) 擁護するというのは、ただ生かす(殺さない)というだけではありません。そこには、永遠の生命に招かれた人間としてふさわしく生きるということが含まれるのです。

二、胎児の生きる権利

人間の最も基本的な権利は、生きる権利です。この権利は、社会が私たちに与えるのではなく、社会が守るべき権利です。この基本的権利は、人間の生命のすべての段階において求められるべきであり、したがって、胎児の生きる権利も当然守られるべきです。

ところで、卵子が受精したときから、両親とは別の新しい生命体が成立することは、発生学と遺伝子学が示す通りですが、どの時点で新しい生命体の人格が始まるかというについては議論があります。しかし、そのどこかに線を引いて人格の有無を論ずるよりも、人格になりつつあると同時に、人格になるように方向づけられている生命体の生きる権利を認め、それを力説したいと思います。

胎児の生命に関する重大な問題に直面して行動をとる時には、以上のことをふまえて、「この場合何をすれば、いちばん生命を大切にすることになるのか」と自らに問いかけることが大切です。この問いに誠実に答えて、それに従って行動することこそ、生命を大切にすること、人間の責任であり、あるべき姿です。

しかし具体的には、この問題の解決が困難に思われることがあります。たとえば、母親の生命と胎児の生命の両方が危険にさらされているような場合どうしたらよいのでしょうか。どうしても二つの

生命のどちらかを選ばざるを得ないような場合、両方の生命を救うためのあらゆる努力をしながらも、もしどちらかしか救えないのなら、救われる可能性が残された生命を救わなければならぬのです。しかし、医師には、いかなる生命をも直接絶つ権利のないことを強調したいと思います。ただ、最近の医学の進歩によって、このような事例は従来とくらべ、非常に少なくなってきたと言われています。

これらの極限状況ともいえる場合とは正反対で、対照的なものとしてあげられるのは、単に不都合だからという理由で安易に中絶を行うことです。このような行為は断じて許されません。

ところで、この両極端にあてはまらない中絶がかなりあるのではないかと思えます。それは極限状況でもなければ、単に軽々しく中絶するというようなものでもありません。むしろ、かなり迷い苦しんだ後に、後ろめたさを感じながらも中絶を行ってしまう場合です。このような人にはそれなりの理由があり、同情に値する面もありますが、それでもなおかつ、人間の生命を大切にするように訴えなければなりません。

胎児の生命を守るために克服すべき困難がいかにも大きくとも、これを克服する恵みと力を神が必ず与えてくださることを信じ、祈りつつ、勇気をもって胎児の生命を守らなければなりません。また、まわりの人びとも本人を力づけ、できる限りの協力をする必要があります。

このことに関して男性も女性も同じ責任と義務を持っていることを自覚し、同じ誠実さをもって胎

児の生命を守るよう努めてください。

周知のとおり、わが国において最近、優生保護法をめぐる議論が続きました。この点に関して、二つの誤解を避ける必要があります。一方で、私たちが胎児の生命擁護を強く訴えるからといって、女性の解放と人権擁護のために努力している人々と対立しているものではありません。他方、中絶に関するわが国の法律の欠点を指摘するからといって、特定の改正案を出している政党に加担しているわけでもありません。

私たちは、政治的な理由からではなく、わが国における文化や人間生活の真の向上のために、その法律が人権を守るものとなるよう全面的な改正を切望します。

さらに、倫理と法律との関係についても正しい認識を持つことが大切です。ある事柄が法律で禁じられていないからというだけでは倫理的に認められるとは限りません。

II 結婚の尊さについてのカトリック教会の教え

一、結婚についてのカトリック教会の教え

ほとんどのすべての人は、結婚し、家庭を築いていくよう召されています。結婚は真にひとつの召命なのです。そして夫婦相互の愛は、三位一体の神のペルソナ相互の愛と、人間に対する神の愛の現れです。

人間に対する神の愛は豊かな実りを人にもたらすと同時に、夫婦の結合から生まれる子供は、夫婦の相互愛の実りです。ここに、夫婦の召命とその使命の尊さがあります。夫婦の使命は、夫婦としての生活を通して、人間に対する神の愛を示し、神の創造の業に協力することです。

結婚と夫婦愛は、その本性上、子供を生み育てることに向けられています。事実、子供は結婚の最も貴重な賜物であり、両親自身の善のためにも大いに寄与します。夫婦は生命の伝達にあたって、創造主と救い主の愛に協力するのです。

二、信徒夫婦の役割

中絶について取り上げるとき、どうしても切り離すことのできない問題は、産児調節と妊娠そのものに対する態度です。この問題は、多くの夫婦にとって、非常に深刻なものとなっています。

これについては、二つの原則を提示することができます。

(イ) 中絶が、家族によっても国家によっても、産児調節や人工調節の方法として用いられないようにする。

(ロ) 責任ある家族計画のため、人工的手段によらない産児調節の方法を学ぶようにする。

家庭生活を営む夫婦は、この原則を忠実に実践しようとするとき、幾多の切実な困難に遭遇するかもしれません。しかし、互いに語り合い、励まし合って、その実践の努力を続けてください。

この原則を慎重に応用するには、最近開発されつつある、自然な形でいくつかの受胎調節の方法があります。今ここでは、それらの研究の応用から良い結果を期待してやまないということを述べるとどめますが、ことに女性信徒の皆さんは、これらの方法について、カトリック医師など専門家の協力を得て、研修や相談の機会をつくるようにしてください。そして、積極的に教会外の女性をまじえて、女性にとって、また人類の未来にとっての大切なこの問題に、取り組んでいただきたいと思

ます。困っているカトリック教会内外の女性のために、真の良き相談相手になれるのは皆さんです。特に育児を終えた年代の女性信徒は、その豊かな人生経験とキリストの教えに培われた、成熟した人間性をぜひ生かしてくださいよう希望いたします。

三、司牧者の役割

教会の司牧者は、胎児の人権を強く主張すると同時に、いろいろな社会的圧力のために悩んでいる多くの夫婦、家族、子供たちに大きな理解と思いやりをもって接するように努めてください。

過去に中絶の哀しい体験をした夫婦、それに関わった人びとが「ゆるしの秘跡」を通して神の慈しみとあわれみをより強く感じ、ひき続き意義ある信仰生活を続けることができるように励ましてください。この償いとしては、小さい生命、弱い立場の人びとのために祈り、また能力に応じた奉仕をすることが意義あることだと思われれます。

中絶において胎児が被害者であるのは当然ですが、母親もまた被害者になりかねません。特に父親の責任を強調すべきです。

また、自ら指導をすることができなくても、先に触れた、自然な形で受胎調節を指導できる医師や専門家を紹介したり招くなどして、女性信徒にそれらを学ぶ機会を提供することは可能だと思いま

す。

さらに、女子修道会などの協力を得て、未婚の母を助ける方法を具体的に考えることも課題です。私たちが司教団も皆さんとともに、今後この問題にも取り組んでいきたいと思えます。

四、将来、親となるべき若人の責任

これから結婚する若い人びとは、カトリック教会で行われる結婚準備講座などを通じて、子供の出生は神の創造の業への参与であり、胎児は神からの賜物であり、子供を生み育てることは親としての責任と義務であるばかりでなく、神から委任された神聖な権利であることを十分に理解していただきたいと思えます。この神的使命にこたえることによって、人間としての真の喜びと成長があるのです。結婚準備講座は、教会で結婚式を挙げてもらうための形式的な条件として行われているのではなく、結婚準備講座は、教会で結婚式を挙げてもらうための形式的な条件として行われているのではなく、ですから新しい人生を始める前の準備として、必要なことを誠実に学ぶ責任があることを忘れないようにしてください。

III 各分野の方々への呼びかけ

現代人が死刑を含めて、戦争、その他のあらゆる人権の侵害に対して、以前より敏感になっているにもかかわらず、他方でいわゆる「中絶の自由化」を叫ぶのは、矛盾しているように思われてなりません。また近年わが国でますます進行しつつある、全人格的人間育成を無視したエリート選抜的教育や能力第一主義的社会風潮は、間接的に人間の生命の中絶につながり、人間の基本的権利である生存権を侵しているのです。すなわち、そこではエリーートの枠からはみ出た者は歓迎されない存在となり、差別、軽視、抹殺という非人間的な態度を生み出しています。

そうした今日の風潮の中で、生命の尊厳をおびやかすものから人間を守る必要性を感じるのは、私たちがキリスト者であるからだけではなく、そうすることが人間として当然の態度であると確信するからです。

一、社会的責任を担うべき方々へ

中絶の原因は、個人的な事情によるものだけでなく、社会的なものもあれば、心理的、あるいは文化的な原因もあることをも見逃せません。その原因をなくすためには、大別して次の二つのことが必要です。

(イ) 中絶の原因となる社会状況の改革。

(ロ) 人びとの道徳意識の向上。

中絶の原因をなくすためには、個人の努力だけでは足りません。教育、政治、経済、法律などの面で社会全体が、より生命を尊重する社会の建設に向かっていくように尽力すべきです。それは、ただ個人の努力のみでは不足であるからだけではなく、社会の義務でもあるからです。社会の共通善を擁護し、社会組織の責任を担う立場にある人は、特に社会のすべての成員の生命が守られるように努めるべきです。

行政の領域でも、種々の制度的な援助の一層の改善が望まれます。たとえば、子供の多い家族への援助、住宅政策の改善、母子家庭、父子家庭への援助、未婚の母への援助、障害乳児の福祉の確立な

どです。このような援助を効果的に実施するための施策、結婚によらない子供の身分の確立、養子縁組を一層容易にするための法規の改正、女性に対する法的・経済的処遇の改善などがあげられます。もちろん、これらは言葉で強調したり行政に任せたりするだけでは十分ではなく、多くの人びとが強い関心をもって、自分たちの力で自分たちの課題として取り組むことが望まれます。

二、平和運動にたずさわる方々へ

平和の問題も究極的には、人間の生命を守ることです。教皇ヨハネ・パウロ二世は、広島での「平和とアピール」の冒頭で、「戦争は人間の仕業です。戦争は死です」と言われました。人間の生命の擁護に徹する時、そこに非暴力の世界、戦争のない世界が出現します。

教会は一貫した考えをもって両方の問題に関わり、生命保護の立場から、平和運動と人命擁護の運動の双方を同時に促進すべきであると訴えます。

三、女性解放運動にたずさわる方々へ

現代において、女性の解放と人権を守ろうとする運動が發展してきました。それらの運動が主張することの中には、私たちにも共鳴できる場所は多く、特に基本的な人権擁護のためには、私たちも大いに努めたいと思います。私たちの文化にはびこっている性に関する皮相的なとらえ方は、場合によっては女性を解放するどころかその人格の尊厳を傷つけ、女性を奴隷化し、消費社会の道具にしてしまうことさえ多々あるのです。

しかし、女性の権利の主張が、胎児の生存の権利を奪うようなことになっては、本当の解放とはいえません。

四、教育にたずさわる方々へ

教育の場においては、狭い意味での道徳主義では足りません。人間の諸価値に対する鋭敏な感覚を積極的にはぐくんでいく必要があります。具体的には、性教育において二つの極端を避けるべきです。一つは、単なる生理学的な説明に終わってしまうことであり、もう一つは、単なる道徳律の提供に終わってしまうことです。そうではなく、性を人格の形成と人間としての成長の中でとらえるという正しい性の理解が望まれます。そのような性のとらえ方に基づいて、性と愛との結びつき、および結婚と性の本質的なつながりを若者が学ぶように配慮することが必要です。

神の生命と愛につながる人間の生命の尊さと性の尊さは、結婚の尊さを理解してはじめて悟ることができません。若い人びとの性教育にあたって、このことを基礎にすることが肝要です。性の真の理解への道は、まさにここにあるのです。

性の倫理に関するさまざまな問題に解答を与える前に、次の基本的な原則を理解する必要があります。

(イ) 性と愛において自分自身を本当に大切にするには何をすればよいのか、という自己への忠実の原則。

(ロ) 性と愛において相手を本当に大切にするには何をすればよいのか、という他者への誠実の原則。

(ハ) 愛において生まれてくる生命と、その生命が育てられる社会を本当に大切にするには何をすればよいのか、という社会への責任の原則。

五、専門家の方々へ

生命と倫理に関する諸問題は、いうまでもなく、家庭と学校教育の現場において正しい生命観が培われていなければ、解決しにくい問題ですが、それだけでは不十分です。私たちは、自分たちの生き

ている社会と文化の未来に対して、深い憂慮の念を抱きながら、専門家の皆さんに訴える必要を感じます。特に、科学技術者、医学者、法学者、経済学者、倫理学者、諸宗教の指導者などの協力によって、人間にふさわしい生き方が考察され、それに基づいて、行政や司法などにも影響を与える具体的な提案が作成されるように要望します。

さらに、専門家の協力を得て、全人類的な規模で生命の倫理の問題を検討する必要があります。その典型的な例は、人口問題です。個人の尊厳と家族の基本的な人権を、人類社会の生存と共存と調和させるためには、倫理上の基本的な指針と人間科学の専門的な知識を併せて検討することを切望します。これは緊急な課題であり、生命の尊厳が守られることに、私たちの文明の未来がかかっていることを忘れてはならないでしょう。

六、医学者および医療活動に従事する方々へ

今日、生命倫理をめぐる二つの方面で、微妙ながら複雑な問題が生じています。一つは先端技術を用いる研究分野で、もう一つは生命の始まりと終わりをめぐって難しい決断を迫られる臨床の場です。この二つの場において、医学者と医療関係者全員の協力が強く望まれます。そして、必要ならば、倫理委員会などの設置によってこれらの問題と取り組むよう要望します。

具体的に次の三点があげられます。

(イ) 研究面において、人間の尊厳が傷つけられることなく、さまざまな新しい実験や試みを実施され得るための、倫理上のガイドラインの作成に協力する。

(ロ) 生命の誕生と死をめぐる具体的な問題を科学と倫理の両分野の専門家たちをまじえた場で討議し、必要なガイドラインを作成する。

(ハ) 人間の尊厳が損われず、しかも人工的手段によらない産児調節による家族計画の普及に協力する。

胎児は単なる対象や手段として扱われてはなりません。その生命の価値は周囲の人びとの評価によって決定されるのではなく、逆に人びとが尊重すべき価値として、人びとの評価に先だって存在します。したがって、意図的に不正に殺すことは断じて許されません。

また、価値観の多様性に基づいて、ある人は、中絶の自由化を支持し、一部の人の価値観を他の人に押しつけないようにと主張するかもしれません。しかし、思想の自由を尊重するからといって、それに基づいて他人の生きる権利を侵害することは許されません。

今ここで、生命と倫理のすべての問題に触れることはできませんが、前述した一般的な基準を、どのようにして具体的なケースにあてはめればよいのか、ということを示すために、いくつかの例をあ

げてみましょう。

(イ) 最近の遺伝子組み替えなどの成果は、人間の真の福祉のために生かされ、食糧問題や遺伝病の治療などに利用されることが望ましく、人間の尊厳が損われるような実験が無責任に行われることを避けねばなりません。

(ロ) また臨床実験が責任をもって行われるためには、患者の同意と、その実験の成果と危険の兼ね合いとを考慮に入れなければなりません。そして、生きている胎児を単なる実験道具にするようなことは許されません。

(ハ) また、生きる権利を持っている私たちは、自分の生命の始まりから終わりまでの全過程において、その生命が他人から尊重される権利を持っていると同時に、自らの生命を擁護する義務を持っています。ただし、回復の見込みがなく、まわりの人びとの負担でしかないような場合には、通常以上の医療手段を使用する義務はありません。

特にカトリック系医療機関は、妊娠した後、中絶しようかと迷っている人びとに安心して産める対策を立てるよう、できる限りの努力をしていただきたいと思えます。

七、マスコミにたずさわる方々へ

一般市民に最も身近で影響力の大きいマスコミにおいて、最近、生命や性に関する情報が取り扱われることがますます多くなっています。性の正しい在り方が幸福な人生、家庭、さらに社会にとって重要であり、生命の尊重が真の平和の基礎であることを思う時、興味本位に流れずに正しい情報を社会に提供するよう、心から切望します。たとえば、性を単に快樂の対象とする偏った見方、生命を操作することの過大な評価、女性解放の美名の背後にある母性の軽視、妊娠を単なる負担や重荷としたり中絶を当然として認める態度などに注意してください。

むすび

これまでの内容は、大きな原則に重点をおいて書いたものですから、ここで取り上げられていない多くの問題があります。

ここでは、カトリックの立場から、胎児の生命の尊厳についての中心の見解を、要約的に述べると同時に、立場の異なる他の方々と共通な点も浮き彫りにしました。

少しでも多くの方々とともに人間の生命を守っていききたいと願う気持ちからです。

各個別問題については、ここに述べたことを前提にして、別の機会に見解を表明したいと思います。

本書を作成するに際して、上智大学生命倫理懇談会、同大学神学部、東京カトリック神学院、福岡サン・スルピス大神学院、南山大学、英知大学、カトリック医師会の専門家の方々、生命擁護の運動にたずさわっておられるの方々、一般家庭の信徒の方々の多大なご協力をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

一九八四年六月二十三日

日本カトリック司教団

【参考文献】

- 一 第二バチカン公会議公文書『現代世界憲章』… 中央出版社『公会議公文書全集』別巻、一九六九。
Constitutio Pastoralis de Ecclesia in Mundo hujus Temporis “GAUDIUM ET SPES” 7 Dec. 1965.
- 二 教皇パウロ六世回勅『フマーネ・ウィテ』… 中央出版社、一九六九。
Litterae Encyclicae “HUMANAE VITAE” (Paulus VI) 25 Jul. 1968.
- 三 教皇ヨハネ・パウロ二世回勅、『家庭—愛といのちのきずな—』… カトリック中央協議会。一九八八。
Exhortatio Apostolica “FAMILIARIS CONSORTIO” (Ioannes Paulus II) 22 Nov. 1981
- 四 『教皇ヨハネ・パウロ二世訪日公式メッセージ』カトリック広報委員会監修、中央出版社、一九八一。
- 五 Discours du Pape Jean Paul II a l'Association Médicale Mondiale, 29 Oct. 1983
L'Osservatore Romano, 30 Oct. 1983.
- 六 教皇庁教理聖省『墮胎に関する教理聖省の宣言』… カトリック中央協議会、一九七四。
Sacra Congregatio pro Doctrina Fidei: “DECLARATIO DE ABORTU PROCURATO” 18 Nov. 1974.

七 教皇庁教理聖省『安楽死についての声明』：宮川俊行著『安楽死について』所載、中央出版社、一九八三。
Sacra Congregatio pro Doctrina Fidei: "DECLARATIO DE EUTHANASIA" 5 Maii 1980.

八 「家庭の権利に関する憲章」：『家庭—愛といのちのきずな—』所載、カトリック中央協議会、一九八八。

"CHARTER OF THE RIGHTS OF THE FAMILY PRESENTED BY THE HOLY SEE TO ALL PERSONS,
INSTITUTIONS AND AUTHORITIES CONCERNED WITH THE MISSION OF THE FAMILY IN
TODAY'S WORLD" 22 Oct. 1983.

事前に当協議会事務局に連絡することを条件に、通常の印刷物を読めない視覚障害者その他の人のために、録音または拡大による複製を許諾する。ただし、営利を目的とするものは除く。なお、点字による複製は著作権法第37条第1項により、いっさい自由である。

生命、神のたまもの

頒布価 52円(本体50円)

1984年8月1日 第1刷発行

1990年11月1日 第3刷発行

日本カトリック司教団教書

発行所 カトリック中央協議会

東京都江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館

〒135-8585 ☎03-5632-4411